

第19回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年11月26日（月）午後1時30分から午後4時25分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

安藤裕子，足立佳代子，入江 真，岩間尚子，上田日出子，倉家伸二，齋藤淳子，杉原朱美，寺本和佳子，藤澤眞一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

首席家裁調査官，家裁首席書記官，主任家裁調査官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，地家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

(1) 新委員の紹介

足立佳代子委員，入江 真委員，岩間尚子委員，藤澤眞一委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 前委員会での提言に対する報告

(4) 本題テーマについての趣旨説明

「高齢化社会における家庭裁判所の役割について～成年後見制度を中心に～」

(5) DVD視聴

(6) 事件動向，不正事案，制度広報等についての実情説明等

(7) 実務上の経験談

(8) 意見交換等 意見交換の要旨は別紙のとおり

(9) 次回期日

平成25年5月31日（金）午後1時30分

(10) 次回の意見交換の主なテーマについて

「法教育における取組みについて」

(別紙)

意見交換の要旨

(A委員) 成年後見制度が始まったところに保佐審判手続をしたが、手続進行の見通しを聞かないまま結局1年がかりになってしまった。医療現場と比較してスピード感のなさに違和感を持った。

裁判所 当初は、非常に時間がかかり各方面からの批判もあったようだが、現在は、鑑定等を行う事例でも、1か月から2か月程度で審判がなされている。

(H委員) 多くの不正が起こるのは、その制度に何らかの欠陥があるためではないか。

(G委員) 不正事案が起こる原因としては、裁判所が後見人を監督しきれていないという実情もその一つかもしれないが、制度が後見人の職務として本人の預貯金を日常的に出し入れするという内容を予定しており、それがそもそも不正につながりやすいという難しさがある。また、将来の相続を見越した親族間の思惑が垣間見える事案もあり、どうしたら本人のための後見制度につなげることができるのかという問題がある。

(D委員) 警察としては、告訴等を受けて業務上横領等で捜査することになるが、全国的には、相談や捜査事案が増加しているようだ。

子供が親の面倒を見ながらその財産も日々管理していく中で、自分のお金との区別があいまいになってきてしまうこともあり、裁判所の後見監督制度だけでは、不正を完全に防ぐことは難しいと感じた。

裁判所 裁判所に頻繁に報告書を提出させ、綿密に審査、チェックをすれば、不正はある程度、防ぐことができるように思うが、一方で、報告の頻度を高めることにより、後見人に大きな負担を掛けることにならないかと躊躇するところがある。親族の後見人には、裁判所に来庁することに、かなりの抵抗をもっている人も多く、報告書の提出は年1回程度が適当ではないかと考えている。

(G委員) 財産を本人のために使うという法律の枠の観点からは難しい側面があるが、本人を慮って本人の楽しみのために使うという余裕も後見人に与えてほしいと思う。

(C委員) 本人のために財産を管理しなければならないということは理解できるが、少しは寛大であってもよいように思うし、線引きが難しいと思う。

(B委員) 後見制度は必要だと理解できたが、親の財産は子である自分の物という意識の人もいる。そういう意味では、自分が後見人となった場合に適正に処理できるかどうかと考えると自信がない。

(F委員) 親と同居しているので、将来のことを考えると興味のある話題で制度の説明もよく分かった。実際に利用する場面を考えると、親子関係、親族関係がギクシャクしてしまうのではないかとの不安感もある。

裁判所 後見人の職務で2つの大きなポイントは、身上監護と財産管理である。身上監護は親族の後見人が、財産管理は専門職の後見人がそれぞれ担うこととして複数の後見人を選任することもある。

(E委員) 一人暮らしの高齢者に後見人をつけることは必要であると思うし、制度趣旨が社会に浸透すれば、本人の財産と後見人の財産をきちんと分離して管理する処理ができるようになると思う。また、ケースによって複数の後見人を選任することは良いことだと思う。

(H委員) 制度の存在やその内容を知らない人が多いと思われるので、市民に対する啓発活動が必要である。そのためには行政等の協力を得て周知の機会を設けたり、法教育のシンポジウムのような機会を利用して啓発するのもよいと思う。

(E委員) 高齢者が増え、成年後見制度の活用も増加すると思うが、市町村の補助等についてはどうなっているか。

裁判所 自治体の取組も徐々に始まってきており、岐阜市では、身寄りのない者について親族等に代わって市長が申し立てる場合に費用の免除があると聞いている。東濃地区では、中津川市、土岐市、多治見市及び瑞浪市

の4市が集まって、NPO法人が後見人を受任しやすいように後見制度の支援が行われており、同地区での専門職の後見人候補者の確保でかなり成果が上がっている。

また、裁判所では、年に1回、岐阜県、市町村、NPO法人、司法書士会及び弁護士会との意見交換を実施して連携を図っている。

(H委員) 講演や研修の実施には結構ニーズがあると思う。

裁判所 要望を受けて出張講演という形で職員を講師として派遣しており、今後も取組を継続していきたいと考えている。

(G委員) 市民後見の定着、拡大という面では、法制度についての理解を社会に広く求めることが、不正を防ぐ上で大事な要素になるが、裁判所から、弁護士に後見人就職が依頼される事案には、親族に任せられない非常に不幸な、痛々しい事情があることが多い。色々な状況に惑わされず、本人の財産や権利を守っていくには、まだまだ専門家が担う役割が大きいと思っている。

(B委員) 制度広報を計画する上で、具体的な情報の提供を受ければ、啓発の場を設定するについて、我々も協力できることがあると思う。

(C委員) 後見監督事件でも「事件」と書いてあるため、一般市民には、犯罪が行われたようなイメージとなり、身近ではない話になってしまう。とにかく法律の専門用語が難しく、馴染みがないので、裁判所の中で使われる言葉ではなく、例えば、「あなたの財産が守られます」のように、一般市民に内容がイメージできるような平易な言葉を使った広報をすべきだと思う。

裁判所 貴重な御意見をいただきありがとうございました。今後の家庭裁判所の運営に活かし、市民の皆様の期待に応えられるよう努力していきたい。

以上